

福県医発第2511号(地)
平成21年 3月11日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

人工呼吸器回路内のウォータートラップの取扱いに関する
医療事故防止対策について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬食品局安全対策課長より日本医師会を通じて別紙のとおり周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

人工呼吸器回路内の結露から発生した水滴が人工呼吸器本体や患者への流入を防ぐために水滴を貯留させるウォータートラップは、一般的に貯留した水の排出のため、その下部にあるカップ部分を取り外す構造となっておりますが、接続時にカップ部分を確実に接続しなかった場合には、その箇所からエアが漏れ、患者は低酸素状態となるおそれがあります。

これまでも、財団法人日本医療機能評価機構医療事故情報収集等事業報告書のヒヤリ・ハット事例等において、ウォータートラップ接続不良の事例が複数報告されていることから、今般、人工呼吸器回路内のウォータートラップの取扱いに関し、接続不良を防止する対策の一つとして、医療従事者がカップ部分を確実に接続するよう注意ラベルによる注意喚起を実施することとなりました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、当該製品を使用している医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、各製造販売業者あてに当該対策に係る注意ラベルの作成等及び注意ラベルのデザイン案が別紙のとおり示されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

(医安 91) F
平成 21 年 3 月 10 日

都道府県医師会
医療安全担当理事殿

日本医師会常任理事
木下 勝之

人工呼吸器回路内のウォータートラップの取扱いに関する
医療事故防止対策について

今般、厚生労働省医薬食品局安全対策課より、別添の通り各製造販売業者等の代表者に通知した旨、本会宛連絡がありました。つきましては、下記の点について、貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い致します。

記

ウォータートラップは、一般的に貯留した水の排出のため、その下部にあるカップ部分を取り外す構造となっています。そのため、接続時にカップ部分を確実に接続しなかった場合には、その箇所からエアが漏れ、患者は低酸素状態となるおそれがあります。

そこで今般、人工呼吸器回路内のウォータートラップの取扱いに関し、接続不良を防止する対策の一つとして、医療従事者がカップ部分を確実に接続するよう「注意ラベルによる注意喚起」を実施することになりました。

当該製品を取扱う製造販売業者等に対して

- 注意ラベルの作成（表示、サイズ、提供方法等に関する留意点を含む）
- 医療機関への継続的な情報提供や説明
- 医薬品医療機器総合機構への対応状況報告

を求めています。

ウォータートラップの取扱いに関する医療事故を防止するために、当該製品を使用している医療機関においてもこのような取組みにご理解・ご協力をお願い申し上げます。

なお、PMDA 医療安全情報 No.7（2009 年 1 月）

（URL：http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen07.pdf）

において「人工呼吸器の取扱い時の注意について（その 1）」が掲載されていることを申し添えます。

以上

事 務 連 絡
平 成 2 1 年 3 月 5 日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

人工呼吸器回路内のウォータートラップの取扱いに関する
医療事故防止対策について

標記については、別添のとおり、各製造販売業者あてに通知いたしましたので、御了知いただくと共に、医療事故防止対策として、ウォータートラップの適正な使用の確保に積極的に努めるようお願いします。

別 添

薬食安発第 0305001 号
平成 21 年 3 月 5 日

(別記 1) の代表者 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

人工呼吸器回路内のウォータートラップの取扱いに関する 医療事故防止対策について (依頼)

加温加湿器の加湿作用や患者の呼気により、人工呼吸器回路内の結露から発生した水滴が人工呼吸器本体や患者への流入を防ぐために水滴を貯留させる機器（以下「ウォータートラップ」という。）は、一般的に貯留した水の排出のため、ウォータートラップ下部にあるカップ部分を取り外す構造となっています。そのため、接続時にカップ部分を確実に接続しなかった場合には、その箇所からエアが漏れ、患者は低酸素状態となるおそれがあります。

これまで、財団法人日本医療機能評価機構医療事故情報収集等事業報告書のヒヤリ・ハット事例等において、ウォータートラップ接続不良の事例が複数報告されています。ウォータートラップ単体及びウォータートラップを含む回路等の添付文書には、回路の接続時にはリークがないように注意する旨や、ウォータートラップの水抜き後のカップ再接続時にはしっかり締まっていることを確認する旨の記載がされています。

今般、人工呼吸器回路内のウォータートラップの取扱いに関し、接続不良を防止する対策の一つとして、医療従事者がカップ部分を確実に接続するよう注意ラベルによる注意喚起を実施することとしました。当該製品を取扱う製造販売業者等においては、下記のとおり、ウォータートラップの適正使用のための取り組みの実施をお願いします。

なお、当該対策に係る注意ラベルのデザイン案を、別紙のとおり参考として示します。

記

1. 注意ラベルの作成等について

当該機器を取扱う製造販売業者等は、別添のような「注意ラベル①」、または「注意ラベル②」を作成し、医療機関に対しウォータートラップのカップ部分を確実に接続するよう注意喚起を行うと共に、医療機関の求めに応じて注意ラベルを提供する。若しくは製品の外箱等に注意ラベルを添付する。

2. 注意ラベルに関する留意点について

(1) 注意ラベルについては、赤枠白抜きとし、先頭に ISO7010 の safety signs 「」を配置した上で、「ガスリーク注意」又は「空気もれ注意」の文字を必ず表示する。

(2) 注意ラベルのサイズについては、ウォータートラップのカップ部分に貼付する際に、注意ラベルをどの方向からでも医療従事者が目視できるように、取扱う製品の全周囲の大きさ程度とする。

(3) 注意ラベルの貼付位置を医療機関に説明する際には、ウォータートラップ内の水量の目視確認が妨げられることのないようウォータートラップのカップ上部とするなどの情報提供を併せて行う。（別紙注意ラベルの貼付の例参照。）

3. 上記 1～2 の事項以外にも、ウォータートラップの取扱いに関する医療事故を防止するため、貴社の製品を使用している医療機関に対して、ウォータートラップの適正使用に関する情報提供を継続的に講じる。

4. 各社の対応状況を、本年 4 月 6 日（通知発出の 1 ヶ月後）までに独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全部医療機器安全課医療安全情報室に報告する。

以 上

(別記1)

アイ・エム・アイ株式会社

アコマ医科工業株式会社

株式会社インターメドジャパン

エア・ウォーター株式会社

木村医科器械株式会社

小林製薬株式会社

株式会社佐多商会

スミスメディカル・ジャパン株式会社

タイコヘルスケアジャパン株式会社

ドレーゲル・メディカルジャパン株式会社

日本光電工業株式会社

パシフィックメディコ株式会社

フクダ電子株式会社

フジ・レスピロニクス株式会社

注意ラベルのデザイン案

注意ラベル①



注意ラベル②



注意ラベルの貼付の例

